

陶業後継者育成修学資金の貸付制度

募集人員	若干名
修学機関	デザインまたは窯業に関する技術、技能などを養成する機関とします。
貸与期間	2年以内です。
貸与額	月額10万円を限度として無利子で貸与します。
貸与条件	修学終了後引き続き5年以上陶業関連事業所に就業しようとする方で高等学校卒業又は高等学校卒業と同等の学力を有すると認められる方。
資金返還	貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%（家業を就く方は70%）の償還をいただくこととなります。
申請手続	所定の申請書、在学証明書、修学に必要な経費報告書、作文、面接等採否及び貸与額は修学資金貸与審査会で決定します。
募集期間	5月10日(火)までです。

陶業後継者の育成を目的に、将来、信楽焼および八田焼の関連事業所で5年以上勤務しようとする方に修学資金を貸与する貸与制度があります。貸与の限度額は（月額）10万円で、無利子の貸付となります。貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%（家業を就く方は70%）の償還をいただくこととなります。

次のとおり平成17年度の修学資金貸与学生を募集します。



問い合わせ
商工観光課 ☎65-0707

法定外公共物(里道・水路など)について



道路、河川、公園等の公共用財産のうち「赤線（里道）」「青線（用悪水路）」、池沼等の固有財産で、道路法、河川法など特別法が適用されないものは「法定外公共物」と呼ばれます。

これらの法定外公共物のうち、現に公共の用に供しているものは、市町村へ譲与され、4月1日からは市町村が財産管理を行うこととなりました。

これまで、法定外公共物の利用は国の許可を受けるなどの手続きが必要でしたが、これからは、里道・水路などを合わせた地域づくりが市の判断で行えるようになります。

境界確定などの財産管理事務は、各市町村の窓口で取り扱うこととなります。（譲与されたか、どうかのお問い合わせは、左記の窓口にお尋ねください。）

これにあわせて、「甲賀市法定外公共物管理条例」が施行されます。法定外公共物を使用する場合、工事する場合、払い下げをする場合、所有地との境界を確定したい場合等は、それぞれ申請が必要となります。

土地の所有者は国から市になります。里道や水路の日常的な維持管理については、今までどおり地元自治会などでお願いします。

詳しくは左記までご連絡ください。

問い合わせ
建設部管理課
☎65-0722